

令和7年度答申第45号
令和7年10月8日

諮問番号 令和7年度諮問第50号（令和7年8月12日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事

業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。
- (3) 賃確則9条2項は、上記(2)の認定を申請しようとする者は、同項1号から5号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業主の事業（賃確法7条の事業をいう。）からの退職の日においてその者が使用されていた事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該事業主の住所地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない旨規定し、同条4項は、同条2項の申請書の提出は、退職の日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) B社（以下「本件会社」という。）の労働者であった審査請求人は、令和3年11月25日、退職日を同年5月31日とし、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて、認定を求める本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和4年3月22日付けで、本件認定申請につき、「認定申請（令和3年11月25日）が、申請者の事実上の退職の日の翌日（令和2年6月1日）から起算して6月以内に行われていないため。」との理由を付して、不認定処分（以下「当初の処分」という。）をした。

(不認定通知書(令和4年3月22日付け))

- (3) 審査請求人は、令和4年4月26日付けで、審査庁に対し、当初の処分を不服として、審査請求をした。

(裁決書)

- (4) 審査庁は、令和5年10月2日付けで、当初の処分について、審査請求人の退職日と認定すべき日が令和3年5月25日(本件認定申請の日の6月前の日)より前か後かについて調査を行うべきところ、本件会社と密接な関係にあったはずの親会社であるC社(以下「本件親会社」という。)の調査や本件会社のウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。)の状況等についても何ら調査が行われた形跡はなく、必要な調査検討を尽くさないまま、審査請求人の退職日を令和2年5月31日と認定して行われたものと認められるため、当初の処分は妥当とはいえないとして、当初の処分を取り消す旨の裁決(以下「当初の裁決」という。)を行った。

(裁決書)

- (5) 処分庁は、当初の処分が当初の裁決により取り消されたため、再調査を行い、令和6年7月17日付けで、本件認定申請につき、「未払賃金の立替払の認定申請は、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第9条第4項に基づき退職日の翌日から起算して6か月以内に行うこととされているところ、貴殿からの申請は、令和3年11月25日であり、貴殿の事実上の退職日(本件事業主の事業活動停止日)である令和2年5月31日の翌日から起算して6か月以内に行われていないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

(不認定通知書(令和6年7月17日付け))

- (6) 審査請求人は、令和6年10月7日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書、電話録取書)

- (7) 審査庁は、令和7年8月12日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 賃金不払期間の令和元年12月1日から令和3年5月31日まで働いた証拠として令和2年1月度から令和3年5月度までの出勤簿と健康保険被保険者証があるにもかかわらず、A労働基準監督署(以下「本件労基署」

という。)が認めてくれなかった。本件労基署の調査が不十分だったにもかかわらず、退職日が令和3年5月31日とは異なる日(令和2年5月31日)とする間違っただ判断をし、その理由も明確ではない。

(2) また、弁明書における処分に当たり採用した事実について以下のとおり、反論する。

ア 「D」を運営するE社(以下「本件ドメイン会社」という。)は、本件会社とドメインに係る契約をしたことはない旨回答しているとの記載があるが、「D」の契約に関しては、本件会社の代表取締役(以下「本件代表取締役」という。)に相談し、本件会社の名義ではなく、本件親会社の名義で契約している。

イ 本件会社の取引銀行に令和2年1月1日以降の預金口座の状況を照会したところ、同日から令和5年11月17日までの間の出金は全くなかった旨の回答があったとの記載があるが、本件会社のドメイン使用料は審査請求人の口座から引き落としされ、立て替えていたため、法人(本件会社)名義の口座からの引き落としはない。

(3) 上記(1)及び(2)の状況については、令和5年12月14日に本件労基署の当時の担当者に電話で説明しているが、後任の担当者に引継ぎがうまくできておらず、伝わっていなかったと思われるし、調査が不十分であったといえる。

(4) 審査請求人は、令和2年2月に初めて本件労基署に来署し、本件会社に賃金支払能力がないならば未払賃金立替払制度を利用したい旨の相談をし、それ以降電話でも何度も同様の相談内容を伝えていたが、本件労基署からは本件代表取締役と連絡が取れないとの理由で「様子をみましょう。」と何度も言われ続け、すぐには申請ができなかった。処分庁が退職日を令和2年5月31日と判断するのであれば、なぜ最初から申請させてくれなかったのか。本件労基署の担当者が替わる度に同じことを何度も繰り返して説明し、対応してきたつもりであったが、本件認定申請が退職日とされた日から6月以内に行われていないという理由で不認定とされるのは納得がいかない。仮に退職日を処分庁の判断である令和2年5月31日とするならば、未払賃金立替払制度の申請期限を誤って案内した本件労基署の判断や案内ミス、度重なる担当者の変更、引継ぎ及び受入れ体制に問題があると思う。

(5) 当初の処分が取消しとなり、再度調査していただくことになったが、調

査内容はほとんど進展がない。

よって、本件不認定処分の取消しを求める。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 本件に関しては、以下の事実が認められる。

(1) 審査請求人は、令和3年11月25日、処分庁に対して本件不認定処分に係る認定申請書（以下「本件認定申請書」という。）を提出し、本件認定申請書は同日に受理されている。

(2) 本件会社は、令和5年10月5日付け履歴事項全部証明書によると、「セールスプロモーションの企画、立案及び制作に関する業務」等の事業を行うものであり、また、令和6年1月15日付けの上申書（以下「本件上申書」という。）によると、本件会社がF社（以下「本件取引会社」という。）の専門のセールスプロモーションを担う会社として共同で立ち上げられた旨記載されている。

さらに、本件親会社の取締役（以下「本件親会社取締役」という。）は、令和5年10月18日、本件労基署に対し、本件会社は本件取引会社と作ったプロモーションを担当する会社である旨申し立てている。

加えて、審査請求人は、令和4年3月9日、本件労基署に対して、平成29年の年末に本件会社と本件取引会社の関係が悪化したため、旅館の管理業務から撤退した旨申し立てている。

(3) 令和2年3月19日、本件代表取締役が本件労基署に出頭した際、本件会社は事実上事業活動を行っていない旨申し立てている。

(4) 本件代表取締役が令和2年5月1日に審査請求人宛てにメールを送信して以降、業務上の指示を行っている客観的な事実は確認できないほか、審査請求人は、同日以降、本件代表取締役から業務に関する連絡及び指示がない旨及び本件会社の自身に係る出勤簿については、自身が作成した旨申し立てている。

(5) 本件代表取締役は、本件上申書において、本件会社の事業活動の停止日が平成29年12月31日であり、本件取引会社との取引が終了した時点で事業目的を終了した旨記載している。

(6) 本件親会社取締役は、事業内容が異なる本件会社と本件親会社の労務管理は明確に区別されていなかったものの、本件親会社が令和2年以降の本

件会社及び審査請求人の状況を承知しておらず、経営難となった以降の本件会社の業務を引き継いでいない旨申し立てている。

(7) 審査請求人は、本件ウェブサイトのサーバーを運営していたのはG社（以下「本件サーバー契約会社」という。）という会社であり、審査請求人が本件代表取締役役に依頼されてそのサーバー使用料を立て替えて支払っていたものの、賃金未払となった以降は立替えを止め、令和2年6月に本件ウェブサイトが閉鎖された旨申し立てている。

(8) 審査請求人が提出した本件サーバー契約会社からの領収書には、同社の所在地が「H地」と記載されていることから、本件サーバー契約会社はI国に所在する会社である。

(9) 審査請求人は、本件代表取締役役と連絡が取れなかったため、本件ウェブサイトの運営に使用していたドメインを継続するために「D」に令和3年8月13日にドメイン使用料として1,280円を立て替えて支払った旨主張している。

(10) 「D」を運営する本件ドメイン会社は、本件会社とドメインに係る契約をしたことはない旨回答している。

(11) 本件会社の取引銀行は、本件会社の令和2年1月1日以降の預金口座の状況に係る処分庁の照会に対して、同日から令和5年11月17日までの間の出金は全くない旨回答している。

2 本件審査請求の論点は、審査請求人が本件認定申請書の提出を賃確則9条4項に規定する退職の日の翌日から6月以内に行う必要があるところ、処分庁が審査請求人の基準退職日を令和2年5月31日と判断したことについて、審査請求人が令和3年5月31日であると主張していることから、処分庁が判断した上記基準退職日（令和2年5月31日）が妥当か否かである。

(1) 本件については、審査請求人と本件会社との間に雇用契約書等の審査請求人の退職日を客観的に確認できる資料が存在せず、労働契約上の雇用期間等が判然としないため、実態で判断せざるを得ないところ、賃確法に規定される「退職の日」とは、労働契約の終了事由が明確に認められなくとも、企業等が事実上倒産して事業活動を停止し、その結果労働者の就労が不可能となった日も含まれるものと解される。そこで、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能となったと認められる日（事業活動の停止日）がいつであるかについて、以下検討する。

(2) 本件代表取締役は、本件労基署に出頭した令和2年3月19日時点において本件会社に1名の労働者（審査請求人）が所属している旨申し立てているものの、当該労働者の解雇等の申立てはなかったほか、本件上申書にも、平成29年12月31日に本件会社の事業活動が停止した旨記載されてはいるものの、労働者の解雇日についての回答はなかったことから、審査請求人の退職日又は解雇日については明示的には不明である。

(3) 審査請求人は、令和2年5月1日以降の業務について、本件代表取締役からの指示はなかったものの、所在不明の本件代表取締役がいつか会社に戻ってくると考えて、自己判断で業務を行っていた旨申し立てており、同日から令和3年5月31日までの期間、就労したことを裏付ける資料として出勤簿及び健康保険被保険者証を提出している。

しかしながら、当該出勤簿については、処分庁が弁明書で主張するとおり、審査請求人が本件会社で勤怠管理が行われていなかったため自身で作成したものであると申し立てている上、健康保険被保険者証については、処分庁が「質問書の送付について（回答）」で回答するとおり、当該健康保険被保険者証の資格期間と本件会社の事業活動との間に直接的な関係性はなく、令和3年5月31日まで本件会社で働いたとする審査請求人の主張を裏付けるものではない旨回答していることに鑑みると、いずれの資料も、審査請求人の同日までの労働の実態を客観的に示すものと認めることはできないことから、審査請求人が同日まで就労したことを裏付ける資料とはならない。

(4) また、前記第2の1（4）のとおり、本件代表取締役から審査請求人への指示は令和2年5月1日送信のメールが最後であり、同日以降は本件代表取締役から審査請求人への業務上の指示も連絡もなかったことを踏まえると、審査請求人が同日以降に本件代表取締役の指揮命令に基づき業務に従事していたとは認めることができない。

(5) 本件会社は、自社でウェブサイトを作成・運営し、顧客からの当該ウェブサイトへの広告掲載料等により事業を営むものであったが、本件代表取締役は、本件上申書において、取引先である本件取引会社との取引を終了した平成29年12月31日に事業活動を停止している旨申し立てているところ、審査請求人は、当該取引終了後は自社製のウェブサイトの作成及び運営の業務に1人で従事していた旨申し立てている。

この点、処分庁が本件ウェブサイトのサーバーの契約状態について調査

したものの、前記第2の1（8）のとおり、当該サーバーの運営事業者である本件サーバー契約会社はI国に所在する会社であることから、本件会社との取引内容等について調査を行うことは困難であると考えられる上、処分庁が本件代表取締役に対して何度も直接の接触を試みるも接触できなかったため、本件会社と本件サーバー契約会社との間の契約内容等について何ら確認することができなかったことに鑑みると、上記契約内容等が不明であることについて処分庁が必要な調査検討を尽くしていないとはいえないと考えられる。

- （6）また、審査請求人は、当該サーバーの使用料を令和2年6月1日に立て替えて支払っているものの、その支払が最終であったため使用料金滞納を理由として同月に本件ウェブサイトが閉鎖された旨申し立てていることを踏まえると、その前日時点において本件会社が主たる事業であるウェブサイトの制作運営に必要な本件ウェブサイトの利用料さえも支払うことができず、当該主たる事業の運営も事実上困難な状況であったものと推認されることから、同年5月31日をもって本件会社は本件ウェブサイトの使用を終了せざるを得ない状況であったものと考えられる。
- （7）さらに、本件会社の労働者に係る労務管理の責任も負っている本件親会社取締役が令和2年7月16日付け是正勧告書において特定された令和元年12月1日から令和2年5月31日までの期間の審査請求人に係る賃金不払を認めていることから、同日までは本件会社の事業活動及び本件会社と審査請求人の雇用関係が継続していたものと推認できる一方、審査請求人の同年6月1日以降も本件会社に在職して本件代表取締役の指揮命令に基づく業務を行っていたとする主張を裏付ける資料及び事情は見当たらない上、本件親会社取締役は、前記第2の1（6）のとおり、本件親会社において本件会社が経営難となった以降の業務を引き継いでいない旨申し立てていることを踏まえると、本件会社の事業活動が同日以降も継続していたものと認めるに足る資料及び事情は見当たらない。
- （8）加えて、1年間のドメイン使用料は審査請求人自身の判断で立て替えて支払ったものであるところ、上記（7）のとおり令和2年5月31日には本件会社は本件ウェブサイトの使用を終了せざるを得ない状況であり、当該ドメインの使用料の支払先であって「D」を運営する本件ドメイン会社は、本件会社とドメインに係る契約をしたことはない旨回答していることから、ドメイン使用が可能であったことをもって本件会社が事業活動を継

続していたものと認めることはできない。

- (9) そうすると、本件会社の取引銀行の普通預金口座の状況からは令和2年1月1日から令和5年11月17日までの間の出金はないほか、本件代表取締役から審査請求人への連絡は令和2年5月1日が最後であること及び同月31日時点で本件会社として主たる事業の運営に必要な本件ウェブサイトの使用を停止せざるを得ない状態であったことに鑑みると、同日が本件会社の事業活動停止日であると認められ、審査請求人の退職日も同日であると考えられる。
- (10) したがって、令和3年11月25日に行われた本件認定申請書の提出が審査請求人の退職日（令和2年5月31日）の翌日から起算して6月以内に行われておらず、賃確則9条4項の要件を満たしていないことから、本件不認定処分は、違法又は不当であるとはいえず、退職日を令和3年5月31日とする審査請求人の主張は採用することはできない。
- (11) なお、審査請求人は反論書において、前記第1の4のとおり、本件労基署が、未払賃金立替払制度の申請を期限までにさせてくれなかった旨主張している。

この点について、処分庁は、審査請求人が、本件労基署において令和2年2月及び同年3月の2回、同制度に係る質問をした記録が認められるものの、未払賃金立替払制度の申請を希望したことを明確に示す記録は確認できなかったこと、上記(7)のとおり、本件会社に対して審査請求人に対する賃金不払を認める是正勧告をしたのが同年7月16日であることから、上記同年2月又は同年3月の時点では調査の途中であり、本件会社の事業が閉鎖していたと判断できなかった旨説明している。これを踏まえると、処分庁において同年2月又は同年3月の時点で本件会社が事実上事業活動を停止していると判断することは困難であったと推認されるため、本件労基署の対応について違法又は不当であるとはいえないと考えられる。

- 3 上記のとおり、本件不認定処分には違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。
- 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、当該事業主に係る事業を退職した者が、退職日の翌日から起算して6月以内に、所定の申請書を提出して申請しなければならない（賃確則9条2項及び4項）ところ、本件は、審査請求人が令和3年11月25日に退職日を同年5月31日として本件認定申請をしたのに対し、処分庁は、退職日を令和2年5月31日と認定し、本件認定申請は退職日の翌日から起算して6月以内に行われていないとして本件不認定処分をしたことから、処分庁が認定した上記基準退職日（令和2年5月31日）は妥当か否かが問題となっている。

賃確法にいう「退職の日」とは、契約期間の満了、当該労働者による退職の意思表示、解雇等により労働契約が終了した場合のほか、労働契約の終了事由が明確に認められなくとも、企業等が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能となった日も含まれるものと解されることから、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果、審査請求人の就労が不可能となった日はいつかについて以下検討する。

(2) 本件については、以下の事実が認められる。

ア 本件会社の事業活動について

本件会社の業務内容は、セールスプロモーションの企画、立案及び制作に関する業務等であり、宿泊施設の紹介から予約までが可能な自社製のウェブサイトの作成及び運営を行っていたところ、審査請求人は、本件ウェブサイトに掲載するための温泉地のリサーチ作業及び記事の作成を行っていた。

平成29年12月に、本件会社の主要な取引先であった本件取引会社と本件会社の取引関係が終了し、令和2年1月頃からは審査請求人に対する賃金が支払われなくなった。

また、本件代表取締役が令和2年5月1日に審査請求人宛てに同月11日にミーティングを行う旨のメールを送信して以降、本件代表取締役から審査請求人に対して業務上の指示を行った事実は確認できない。

（審査請求人に係る電話録取書（令和4年3月9日付け）、履歴事項全部証明書、本件上申書、代表取締役から審査請求人に対するメール、是正勧告書）

イ 本件会社と本件親会社の関係について

本件親会社取締役は、本件親会社と本件会社の事業内容は異なっており、

本件会社が経営難となって以降、本件親会社が本件会社の業務を引き継ぐこともなかった旨申述している。

(本件親会社取締役に係る電話聴取書)

ウ 本件ウェブサイトの状況について

(ア) 本件ウェブサイトのサーバーを運営していたのは本件サーバー契約会社であり、審査請求人が提出した本件サーバー契約会社発行の当該サーバー使用料に係る領収書の記載によると、本件サーバー契約会社はⅠ国に所在する会社であることが認められる。

(審査請求人に係る電話録取書(令和5年11月10日付け)、本件サーバー契約会社の領収書)

(イ) 本件ウェブサイトに係るサーバーの使用料を労働者である審査請求人が立て替えて支払っていた事実からは、当該立替払の時点において、本件会社が事業活動に必要なウェブサイトに係るサーバー使用料すら支払うことができない状況にあったことが認められる。また、審査請求人が令和2年6月1日を最後にサーバーの使用料の立替払をやめた結果、同年6月中に本件ウェブサイトは閉鎖された。

(審査請求人から本件労基署宛てのメール、本件サーバー契約会社の領収書、審査請求人に係る電話録取書(令和5年11月10日付け))

(ウ) 審査請求人が提出した本件ウェブサイトのドメイン使用に係る請求明細によると、審査請求人において、令和3年8月13日に1年間の使用料を支払っていることが確認できる。また、「D」を運営する本件ドメイン会社は、本件会社とドメインに係る契約をしたことがないと回答し、審査請求人が提出した「D」の契約管理画面からは、当該契約は、本件会社ではなく、本件親会社の名義で締結されていたことが認められる。

(ドメイン使用に係る請求明細、ドメイン使用に係る回答書、「D」の契約管理画面)

エ 本件会社の銀行口座の取引状況について

令和2年1月1日から令和5年11月17日までの間、出金(支払)は全く行われていないことが認められる。

(預金状況に係る回答書)

(3) 上記(2)の事実によらずと、①令和2年1月以降、本件会社が銀行取引を伴う事業活動を行っていたとは認められないこと(上記(2)エ)に

加え、②同年5月1日に、本件代表取締役から審査請求人に対する業務指示に係るメールが送信され、同メールには、同月11日にミーティングを行う旨の連絡があったものの、当該メールの送信以降、業務指示は全く存在しないこと（上記（2）ア）、③本件会社は、自社製のウェブサイトの作成及び運営を行っていたところ（上記（2）ア）、当該事業活動に必要な本件ウェブサイトは令和2年6月1日から同月30日のいずれかの時点で閉鎖されたため、事業継続ができなくなったこと（同ウ（イ））、④本件ウェブサイトのドメインに係る契約は本件親会社の名義でされているものの本件親会社が本件会社の業務を引き継いだ事実は認められないこと（上記（2）イ、ウ（ウ））からすると、遅くとも、令和2年6月30日には、本件会社は事業活動を廃止し、その結果、審査請求人の就労が不可能となったといえる。

したがって、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果審査請求人の就労が不可能となった日は、遅くとも令和2年6月30日と認められ、本件認定申請（令和3年11月25日）は退職日の翌日から起算して6月以内にされていないこととなるから、結局のところ、不認定処分は免れない。

- （4）なお、審査請求人は、前記ウ（ウ）のとおり、審査請求人において、本件ウェブサイトのドメイン使用料を支払っていたことから、令和2年6月以降も事業活動は継続していた旨主張するが、前記ウ（イ）のとおり、本件ウェブサイトの運営自体ができなくなっていたのであるから、上記（3）の結論を左右しない。

また、審査請求人は、処分庁の調査が不十分との主張もしているが、本件不認定処分に当たっては、本件ウェブサイトに係る調査及び本件会社の銀行口座の取引状況に係る調査等、客観的に可能と思われる調査を新たに行い、その結果は、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、審査請求人の就労が不可能となった日が遅くとも令和2年6月30日であるとの認定と矛盾するものではないから、審査請求人の主張は採用することができない。

さらに、審査請求人は、令和2年5月1日から令和3年5月31日までの期間に就労したことを裏付ける資料として、出勤簿及び健康保険被保険者証の写しを提出しているところ、出勤簿は審査請求人が労働時間の記録として自主的に作成したものであるし、健康保険被保険者証は資格喪失後

の速やかな返却が求められるものではあるが、資格期間の終期を直接証明するものではなく、本件会社の事業活動の継続とは直接的な関係はない。よって、いずれも、審査請求人が令和3年5月31日まで本件会社で働いていたことを裏付ける資料として認めることはできない。

(5) 以上によれば、審査請求人の主張は採用できず、本件不認定処分に違法又は不当な点はない。

(6) なお、審査請求人は、第1の4(4)のとおり、令和2年2月に初めて本件労基署を来署し、本件会社に賃金支払能力がないならば未払賃金立替払制度を利用したい旨相談したものの、本件労基署から「様子をみましょう。」と何度も言われたため速やかな申請ができなかった旨主張している。他方、処分庁は、審査請求人から令和2年2月及び3月に各1回ずつ相談を受けた事実はあるものの、当時本件会社への是正勧告に係る調査途中であり、事業活動が停止しているとの判断はできなかったと主張する。審査請求人において、明確に未払賃金立替払制度を利用したい旨申し出た事実は認められないことに加え、本件会社に対する是正勧告が同年7月に行われたとの調査経過に照らせば、審査請求人から相談を受けた上記時点で処分庁が未払賃金立替払制度の利用が可能であるかどうか判断して、利用の可否について回答することは困難であったと推認される。したがって、処分庁があえて審査請求人からの認定申請を阻害したとは認められず、本件労基署の対応が違法又は不当であるとはいえない。

3 付言

本件諮問時の事件記録には、弁明書の添付資料として是正勧告書が含まれていたが、その是正勧告書は本件会社とは別法人（本件親会社）に係るものであり、本件会社に係る是正勧告書は、当審査会から審査庁に求めて、初めて提出された。

今後、審理員は、審査請求の審理に当たり、処分庁が提出した資料の確認を行った上で、処分の適法性及び妥当性を検証する必要がある。また、審査庁も同様に、諮問に当たって、関連する基本的な資料が相違なく添付されているか確認する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一